

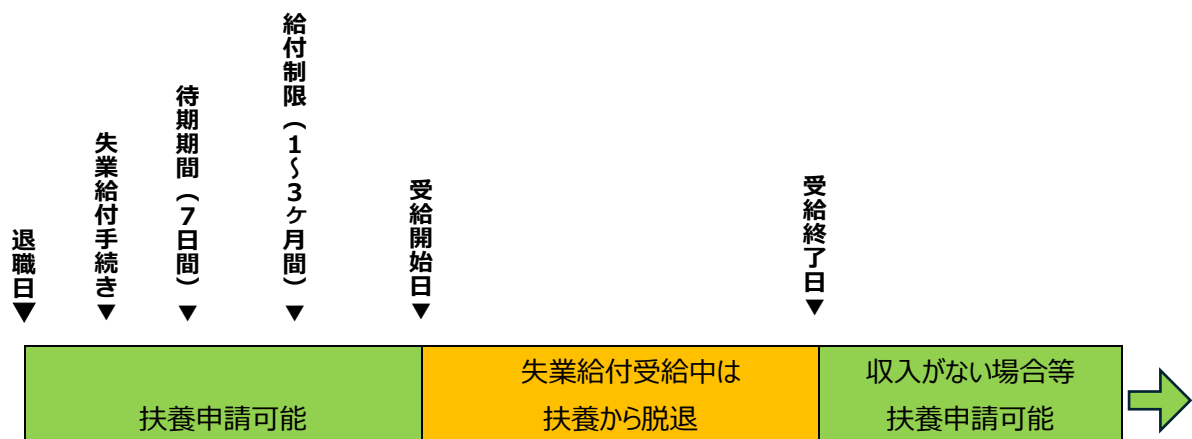
## 雇用保険失業給付を受給する場合の扶養認定の注意事項

雇用保険失業給付を受給する場合、受給が開始するまでの期間は、扶養認定申請が可能です。**ただし、受給が開始し、基本手当日額が収入基準額を超える場合は、受給開始時に扶養家族から脱退する手続きが必要になります。**

### (1) 収入基準額

被扶養者の年齢	年間収入	失業給付基本手当日額
60歳未満	130万円未満	3,612円未満
19歳以上23歳未満（配偶者除く）	150万円未満	4,167円未満
60歳以上または障害厚生年金受給者	180万円未満	5,000円未満

### (2) 失業給付受給スケジュール



※給付制限期間は1〜3ヶ月発生しますが、退職理由によっては、発生しないこともあります

### (3) 失業給付の受給が開始するまでの期間を扶養認定申請する場合の手続き

《健保組合提出書類》②〜⑥は健保組合HPに掲載

- ① 世帯全員の住民票（マイナンバーは記載無又はマスキング）
- ② 被扶養者異動届
- ③ 扶養理由書
- ④ 念書
- ⑤ 雇用保険失業給付に関する誓約書
- ⑥ 国民年金第3号関係届（扶養対象者が配偶者の場合のみ）
- ⑦ 健康保険資格喪失証明書 ※退職前の健康保険が発行、離職票1・2（写）でも可
- ⑧ 雇用保険受給資格者証の両面の（写） ※ハローワークから入手次第提出

#### (4) 失業給付の受給が開始した際の扶養脱退手続き

ハローワークでの手続きの後、雇用保険受給資格者証が交付されます。基本手当日額が上記(1)の収入基準額を超える場合は、受給開始日から扶養家族を脱退する手続きが必要です(国民健康保険への加入が必要)。受給開始日は、給付制限期間終了日の翌日になります。基本手当日額と受給開始日(給付制限期間終了日の翌日)は、受給資格者証の第1面に印字があります。

《健保組合提出書類》 ※①②は健保組合 HP 掲載

- ① 被扶養者異動届
- ② 国民年金第3号関係届(扶養対象者が配偶者の場合のみ)
- ③ 雇用保険受給資格者証の両面の(写) ※ハローワーク発行

#### (5) 失業給付の受給終了後に、扶養認定申請を行う場合の手続き

失業給付の受給が終了した段階で、無職で当面就業の予定がない場合は、扶養認定申請する事ができます。受給終了日から1ヶ月以内の申請の場合は、受給終了日の翌日まで遡って扶養認定を行う事が可能です。

《健保組合提出書類》 ※②～⑤は健保組合 HP に掲載

- ① 世帯全員の住民票(マイナンバーは記載無又はマスキング)
- ② 被扶養者異動届
- ③ 扶養理由書
- ④ 念書
- ⑤ 国民年金第3号関係届(扶養対象者が配偶者の場合のみ)
- ⑥ 雇用保険受給資格者証の両面の(写)(支給終了の印字があるもの) ※ハローワーク発行

#### (6) 出産や傷病等で失業給付を受給する時期を延長する場合

受給時期を延長する場合は、受給開始までの期間は扶養認定申請をすることができます。ただし、受給を開始する際に、基本手当日額が上記(1)の収入基準額を超える場合は、受給開始時に扶養家族から脱退する手続きが必要になります。

《健保組合提出書類》 ※②～⑤は健保組合 HP に掲載

- ① 世帯全員の住民票(マイナンバーは記載なしかマスキング)
- ② 被扶養者異動届
- ③ 扶養理由書
- ④ 念書
- ⑤ 雇用保険失業給付に関する誓約書
- ⑥ 国民年金第3号関係届(扶養対象者が配偶者の場合のみ)
- ⑦ 健康保険資格喪失証明書 ※退職前の健康保険が発行、離職票1・2(写)でも可
- ⑧ 受給期間延長通知書(写) ※ハローワークから入手次第提出